

「北本市空き家等改修」の補助金交付制度

市では、空き家が管理不全になる前に少しでも流通に乗りやすく、利用価値を高め、中古住宅の利活用を促進することを目的として、空き家等の改修に係る費用の一部を補助します。

1 補助金の額

補助対象工事費の1 / 3 (市内業者:20万円、市外業者:10万円が限度)

【限度額の加算】

- ※市外からの転入:1人につき5万円加算(最大4人)
- ※中学生以下の子供がいる:1人につき2万円加算(最大4人)
- ※夫婦共に39歳以下:2万円加算
- ※親世帯・子世帯が同居する:2万円加算

2 対象となる空き家

市内にある、個人が所有する一戸建て住宅又は併用住宅

- ※1年以上空き家であること
- ※昭和56年6月1日以降の建築確認で建築されていること
(それ以前の場合、地震対策をしたと認められるもの、
または今回改修する予定があるもの)



3 申請できる人

- (1) 相続等により取得した空き家に自ら居住する人
- (2) 所有者以外で自ら居住する人
- (3) 高齢者の憩い場の場等に改修し、地域住民に提供する人



4 補助対象工事

- (1) 居住部分の改修(を含む)工事
※併用住宅の場合は住宅部分の改修工事が対象になります。
※家電(エアコン等)等の物品は対象になりません。
- (2) 交付決定後に着手する工事であること。

5 申請方法

申請を希望する人は、あらかじめ建築開発課営繕・住宅担当の窓口で補助対象になるかを相談のうえ、必要な書類をそろえて提出してください。

※申請額が予算に到達した時点で受付を終了します。

お問い合わせ先：北本市建築開発課 営繕・住宅担当
電話番号：048-594-5574

申請から交付までの流れ



- 交付申請書に、以下の必要書類を添付して提出してください。
※完納証明書や住民票、戸籍謄本は 30 日以内に取得したものに限りです。
 - 1 年以上、空き家等であることが分かる書類
(桶川北本水道企業団の給水区域内であれば「水道使用量の確認に関する同意書」の提出でも可)
 - 市税の完納証明書 (※)
 - 建物登記事項証明書
 - 見積書等のコピー
 - 着工前の現場写真

<該当者のみ>

 - 居住地の市区町村税の完納証明書 (※)
 - 共有者の同意書
 - 空き家等の所有者の同意書
 - 事業計画書
 - 世帯全員の住民票 (※) (住民票異動前の場合は「入居予定の家族構成申告書」)
 - 親世帯・子世帯の関係が証明できる戸籍謄本 (※)
 - 申請者と親世帯または子世帯全員の住民票 (※)
(住民票異動前の場合は「入居予定の親世帯・子世帯の家族構成申告書」)
 - 地震対策をしていることを証する書類
 - その他市が必要と認める書類
- 書類を審査し、適当であると認められれば、「交付決定通知書」を郵送します。
※郵送まで、1 週間程度かかります。
※「交付決定通知書」が手元に届いてから着工してください。
- 交付決定通知書を受領後、工事着工。
※**工事内容や金額に変更**が発生した場合は、電話や窓口でご相談ください。
- **工事完了後 30 日以内**に、工事完了報告書兼請求書と必要書類を提出してください。
 - 建物の利用開始を証する書類
 - 領収書等のコピー
 - 工事費用の内訳を示す書類
 - 工事完了後の現場写真
 - 請負契約書等のコピー

<該当者のみ>

 - 世帯全員の住民票の写し (転入する場合)
 - 申請者及び親世帯又は子世帯の世帯全員の住民票の写し (同居する場合)
 - その他市が必要と認める書類

※**工事内容や金額に変更があった場合**、必要書類はすべて**変更後の内容**で提出してください。
- 書類を審査し、適当であると認められれば、1 週間程度で額確定通知書を郵送します。
工事完了報告書兼請求書に記入した口座に補助金が交付されます。
※補助金の交付まで、3 週間程度かかります。
※振込後の通知はありません。通帳記帳等で振込をご確認ください。